

奈良県告示第五百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

高取町

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業高取町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成三年十二月二十七日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

平成三年十二月奈良県告示第四百六十八号、平成六年三月奈良県告示第五百九十二号、平成八年十月奈良県告示第三百二十二号、平成十三年三月奈良県告示第五百八十四号、平成二十年三月奈良県告示第四百五十五号及び平成二十三年三月奈良県告示第四百三十二号の事業地のうち高取町大字観覚寺、大字下土佐、大字上土佐、大字上子島、大字下子島、大字清水谷、大字吉備、大字車木、大字市尾、大字丹生谷及び大字谷田地内において事業地を変更し、高取町大字佐田、大字越智及び大字兵庫を削る。